

[事案 29-190] 手術給付金支払請求

・平成 30 年 2 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める手術に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

硝子体内注射を断続的に受けてきたところ、平成 4 年 8 月に契約した終身保険の医療特約にもとづき、手術給付金が都度支払われてきたが、直近の硝子体内注射については不支払いとなった。しかし、以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 公的医療保険制度の改定を理由として、保険会社が支払対応を変えるのはおかしい。
- (2) 平成 4 年の契約について、平成 22 年の上記制度改定を適用すべきではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 硝子体内注射は、約款別表で定める手術に該当しない。
- (2) 従前、厚生労働省による診療報酬の算定基準で、硝子体内注射が「K278 硝子体吸引術に準じて算定する」ことが定められていたこと等を勘案し、「硝子体観血手術」に該当するとして手術給付金を支払っており、平成 22 年 4 月以降、診療報酬の算定基準が「G016 硝子体内注射として算定」に変更された後も同取扱いは継続していたが、今般、社会的な定着等を背景に、約款通りの取扱いに変更した。
- (3) 経過措置として、取扱変更後最初の硝子体内注射による手術給付金の支払請求に対しては、手術給付金を支払った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を把握するため、申立人に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本注射については手術給付金の支払対象とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。